

豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、林業者又は木材流通加工関係者の組織する団体、森林の整備等を行う市民グループ又は林業者が行う森林保全・林業振興対策事業（別に定める事業に限る。）に要する経費に対し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。）に定めるもののほか、当該年度の予算の範囲内において交付する補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び補助率)

第2条 この要綱に基づき補助金等を交付する事業の種類、目的、事業主体（事業実施主体）補助対象経費、補助率は、市長が特別に定めた場合を除き、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金等の交付の申請をしようとする者が法人又は団体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 役員（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等（役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。）をいう。）の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

3 第1項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを

減額して申請しなければならない。

- 4 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付事務の円滑な実施を図るため、補助金等交付申請を豊田森林組合又はその他市長が認める団体に委任することができる。また、交付申請以降の手續についても同様に取り扱うことができる。

(補助金等の交付決定)

第4条 市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金等の交付を決定するものとする。この場合において市長は補助金等交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定した場合は、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金等の交付を申請した者に豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（申請の取下げ）

第6条 補助金等の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請を取り下げることができる。この場合においては、当該補助金等の交付決定はなかったものとする。

（事業内容の変更承認等）

第7条 補助事業者が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ豊田市森林保全・林業振興対策事業変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止するとき。

（2）補助対象事業費の減少により交付決定を受けた補助金額等が補助対象事業費に補助率を乗じた額を超えることとなるとき。

（3）その他市長が「承認を必要とする変更」と認めたとき。

2 前項の規定により、変更承認申請書が提出されたときは、市長は、第4条の規定に基づき、既に行った交付決定の内容の全部又は一部の変更を行い、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等変更決定通知書（様式第5号）により通知することができる。

3 前条の規定は前項の場合において準用する。

（着手及び完了の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに森林保全・林業振興対策事業着手（完了）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、また補助事業の遂行が困難となった場合にはその理由及び遂行状況を

記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(遂行状況の報告)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に豊田市森林保全・林業振興対策事業遂行状況報告書（様式第7号）の提出を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の決定、通知及び交付)

第11条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額等を確定し、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等確定通知書（様式第10号）により通知し、交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(交付決定の取消し又は補助金等の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) この要綱若しくは補助金等の交付決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の運用又は補助金等の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金等の交付に関し不正な行為があった

とき。

(5) 第14条の規定による指示に従わず、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(6) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、別に市長が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、補助事業の完了年度の翌年度から5か年間保管しなければならない。また、国費を伴う事業については、10か年間とする。ただし、財産処分制限期間(大蔵省令に定められている期間)を経過するまでは、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。